

宮古市分別収集計画

(第 11 期)

令和 7 年 7 月

岩手県宮古市

分 別 収 集 計 画 目 次

1	計画策定の意義	・ ・ ・ ・	1
2	計画の基本的方向	・ ・ ・ ・	1
3	計画の期間	・ ・ ・ ・	1
4	対象品目	・ ・ ・ ・	1
5	各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み	・ ・ ・ ・	2
6	容器包装廃棄物の排出の抑制を推進するための方策に関する事項	・ ・ ・ ・	2
7	分別収集するものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装 廃棄物の収集に係る分別の区分	・ ・ ・ ・	4
8	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごと の量、法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量及び製品 プラスチックの量の見込み	・ ・ ・ ・	5
9	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごと の量、法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量及び製品 プラスチックの量の見込みの算定方法	・ ・ ・ ・	6
10	分別収集を実施する者に関する基本的な事項	・ ・ ・ ・	6
11	分別収集の用に供する施設の整備に関する事項	・ ・ ・ ・	7
12	その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項	・ ・ ・ ・	8
	《特記事項》		
	(1)容器包装廃棄物の分別収集フロー	・ ・ ・ ・	9
	(2)各年度における容器包装廃棄物の収集量の見込みの算定について	・ ・ ・ ・	10
	(3)分別に必要な施設計画	・ ・ ・ ・	11

1 計画策定の意義

快適でうるおいのある生活環境の創造のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、循環型社会を形成していく必要がある。そのためには、社会を構成する主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要である。

本計画は、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進に関する法律（平成7年法律第112号。以下「法」という。）第8条に基づいて一般廃棄物の大勢を占める容器包装廃棄物を分別収集し、限りある資源を有効に繰り返し使う4R（リフューズ、リデュース、リユース、リサイクル）を推進するもので、これにより、廃棄物の減量や温室効果ガスの削減、資源の有効活用が図られ、持続可能な循環型社会の形成を図ろうとするものである。

2 計画の基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的な方向は、次のとおりとする。

- 行政、市民、事業者の役割分担を明確にし、それぞれの立場で取り組みを進め、環境への負荷の低減に配慮した快適な都市環境の形成を目指す。
- ごみの発生と排出を抑制し、ごみを可能な限り資源化することにより、最終処分量を削減して循環型地域の形成を目指す。
- 市民、事業者の自主的な活動を促し、環境教育を推進するなどごみの減量化と資源化及び適正処理を積極的に進める。

3 計画の期間

本計画の計画期間は、令和8年4月を始期とする5年間とし、令和10年度に見直すこととする。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙容器、段ボール、紙製容器包装、ペットボトル、プラスチック製容器包装を対象とする。また、プラスチックに係る資源循環の促進に関する法律（令和3年法律第60号。以下「プラスチック資源循環法」という。）に基づき製品プラスチックを分別収集の対象とする。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）

（単位：t）

年 度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度	R12 年度
容器包装廃棄物	4,628 t	4,586 t	4,528 t	4,478 t	4,428 t
製品プラスチック	88 t	87 t	85 t	84 t	83 t

6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項（法第8条第2項第2号）

容器包装廃棄物の排出抑制と資源化のために行政、市民、事業者それぞれの役割分担により次の取組みに努めるものとする。

（1）排出抑制の取組み

ア 行政においては、地球環境の保全、資源の有効利用などの観点から、分別意識の高揚、ごみの減量化に関する施策の実施、市民や事業者の理解と協力が得られる環境づくりなどに取り組むものとし、その具体的内容は次のとおりとする。

- ① ごみの分別・減量化に関する出前講座（宮古市まちづくりふれあい講座）
- ② 宮古市公衆衛生組合連合会との連携
- ③ 多量排出事業者の減量化の推進
- ④ 地域のごみ集積場における分別指導
- ⑤ ごみ有料化の検討

イ 市民においては、資源の有効利用に配慮した商品や簡易な包装の商品を選択するなど、消費活動を通じてごみの減量化に努めると共に、家庭からできるだけごみを出さない生活様式に改めていくものとし、その具体的な内容は次のとおりとする。

- ① 資源の有効利用に配慮した商品の選択
- ② 簡易な包装商品の選択
- ③ マイバック持参運動

ウ 事業者においては、事業系ごみを自らの責任において適正処理に努めると共に、商品の製造、加工、販売などの事業活動を通じて廃棄物の発生抑制に取り組むものとし、その具体的な内容は次のとおりとする。

- ① 自らの責任によるごみの適正処理の推進
- ② 事業活動におけるごみの減量化の推進
- ③ エコショップ認定制度（エコ協力店いわて認定制度）への参加検討
- ④ レジ袋の有料化

(2) 資源化の取組み

ア 行政においては、再生資源の利用の促進、資源化への意識高揚、資源ごみ収集の充実、地域における資源集団回収への支援に努めると共に、事業者の自主的な資源化の体制づくりへの啓発を図るものとする。

また、市民や事業者の理解と協力が得られる環境づくりに取り組むものとし、その具体的な内容は次のとおりとする。

- ① 資源物の適正な分別収集の徹底
- ② 地域の資源集団回収への支援
- ③ 資源回収業者との連携

イ 市民においては、リサイクル可能な商品や再生品を選択するなど、消費活動を通じて資源化に努めるとともに、資源になるものを分別し、資源ごみ収集や集団回収に協力し、回収ルートがある販売店に返却するなど、家庭から資源化に取り組むものとし、その具体的な内容は次のとおりとする。

- ① 家庭における資源物の分別の徹底
- ② リサイクル可能な商品及び再生品の積極的な使用
- ③ 資源物の集団回収への積極的参加
- ④ 販売店回収への協力
- ⑤ リユースを心がける

ウ 事業者においては、事業系ごみを自らの責任において資源化に努めるとともに、商品の製造、加工、販売などの事業活動において、再利用が可能な製品の開発、再生資源の原材料への利用、消費者が協力できる資源の回収体制の整備などに取り組むものとし、その具体的な内容は次のとおりとする。

- ① 事業活動におけるごみの資源化の推進
- ② 資源物の自主回収の整備推進
- ③ 包装の適正化・簡素化
- ④ 再生製品・再生商品の供給拡大
- ⑤ 多量排出事業者による減量化
- ⑥ 廃棄物に対する従業員の意識啓発

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

本市のごみ処理状況、資源化の状況を総合的に勘案し、分別収集する容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定める。

また、市民の協力度、市の資源ごみ収集体制、収集機材の整備等を勘案し、収集に係る分別の区分を下表右欄のように定める。

分別収集する容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器	缶
主として ガラス製 の容器	無色ガラス 茶色ガラス その他ガラス
主として紙製容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	飲料用紙パック
主としてダンボール製の容器	段ボール
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	飲料用紙パック、段ボール以外の紙製容器包装
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの	ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	ペットボトル以外のプラスチック製容器包装
プラスチック製で、それ自体が商品であるもの	製品プラスチック

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量、
法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量及び製品プラスチック
の量の見込み(法第8条第2項第4号)

(単位：t)

	令和8年度		令和9年度		令和10年度		令和11年度		令和12年度	
主としてスチール製の容器	24		23		22		22		22	
主としてアルミ製の容器	55		55		53		53		51	
無色のガラス製容器	122		120		118		117		113	
	引取量	独自量	引取量	独自量	引取量	独自量	引取量	独自量	引取量	独自量
	122	0	120	0	118	0	117	0	113	0
茶色のガラス製容器	184		181		178		176		172	
	引取量	独自量	引取量	独自量	引取量	独自量	引取量	独自量	引取量	独自量
	184	0	181	0	178	0	176	0	172	0
その他のガラス製容器	54		53		51		51		50	
	引取量	独自量	引取量	独自量	引取量	独自量	引取量	独自量	引取量	独自量
	54	0	53	0	51	0	51	0	50	0
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)	4		4		4		4		4	
主として段ボール製の容器	186		185		181		177		174	
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	91		90		89		88		85	
	引取量	独自量	引取量	独自量	引取量	独自量	引取量	独自量	引取量	独自量
	91	0	90	0	89	0	88	0	85	0
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料、しょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	129		129		127		125		123	
	引取量	独自量	引取量	独自量	引取量	独自量	引取量	独自量	引取量	独自量
	129	0	129	0	127	0	125	0	123	0

主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	174		172		169		167		164	
	引取量 174	独自量 0	引取量 172	独自量 0	引取量 169	独自量 0	引取量 167	独自量 0	引取量 164	独自量 0
製品プラスチック (プラスチック資源循環法に基づく分別対象品)	9		9		9		9		9	
	引取量 9	独自量 0	引取量 9	独自量 0	引取量 9	独自量 0	引取量 9	独自量 0	引取量 9	独自量 0
算定式	直近年度の分別基準適合物等の収集実績×年間日数×推計人口									

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量、法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量及び製品プラスチックの量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物等の量及び法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の見込み

＝直近年度の分別基準適合物等の収集実績×年間日数×推計人口

対象人口は、宮古市人口ビジョンの将来人口目標をもとに各年度の人口を算定。

(単位：人)

	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
対象人口	44,185	43,466	42,747	42,028	41,309

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

分別収集は、生活系ごみの収集体制を活用して行う。

容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分	収集・運搬	選別・保管
缶	スチール	缶類	委託業者による定期収集	みやこ広域リサイクルセンター
	アルミ			
びん	無色ガラス	無色ガラス		
	茶色ガラス	茶色ガラス		
	その他ガラス	その他ガラス		
紙	紙パック	紙パック		
	段ボール	段ボール		
	新聞・雑誌・チラシ	新聞・雑誌・チラシ		

ペットボトル	ペットボトル	ペットボトル		第2リサイクルセンター
その他紙製容器包装	その他紙製容器包装	その他紙製容器包装		
その他プラスチック製容器包装	その他プラスチック製容器包装	プラスチック		
製品プラスチック	製品プラスチック			

1.1 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

缶・ガラスびん・飲料用紙パック・段ボール・その他の紙製容器包装・ペットボトル・その他のプラスチック製容器包装及び製品プラスチックについては、宮古地区広域行政組合のリサイクルセンターで選別、圧縮、保管、引き取りを行う。

処理の段階ごとの分別収集のように供する施設の種類の

処理の段階	区 分	仕様（計上、能力、数量等）
排出	集積場所	地区設置集積場利用
		地区設置拠点回収集積場利用
収集運搬	収集車両	共通車両利用
		専用車両利用
選別・保管	みやこ広域リサイクルセンター	選別、圧縮 処理能力：8 t（1日5時間）
	第2リサイクルセンター	選別、圧縮、梱包 処理能力：9 t（1日5時間）
	宮古市資源物保管庫	443平方メートル

容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別区分	収集容器	収集車	中間処理
スチール	缶類	専用ネット	平ボディー車	みやこ広域リサイクルセンター (選別・圧縮・保管)
アルミ			パッカー車	
無色ガラス	無色ガラス	透明・半透明袋	平ボディー車	
茶色ガラス	茶色ガラス			
その他ガラス	その他ガラス			
ペットボトル	ペットボトル	専用ネット	パッカー車	

紙パック ----- 段ボール ----- その他の紙 新聞類と混合収集	紙パック 段ボール その他の紙 新聞類と混合収集	紙ひもで十文字 に縛る	平ボディー車	宮古市資源物 保管庫
その他の紙製 容器包装	その他の紙製 容器包装	指定袋	平ボディー車	第2リサイ クルセンター (選別・圧縮・ 梱包・保管)
その他のプラ スチック製容 器包装	プラスチック	指定袋	パッカー車	
製品プラスチ ック				

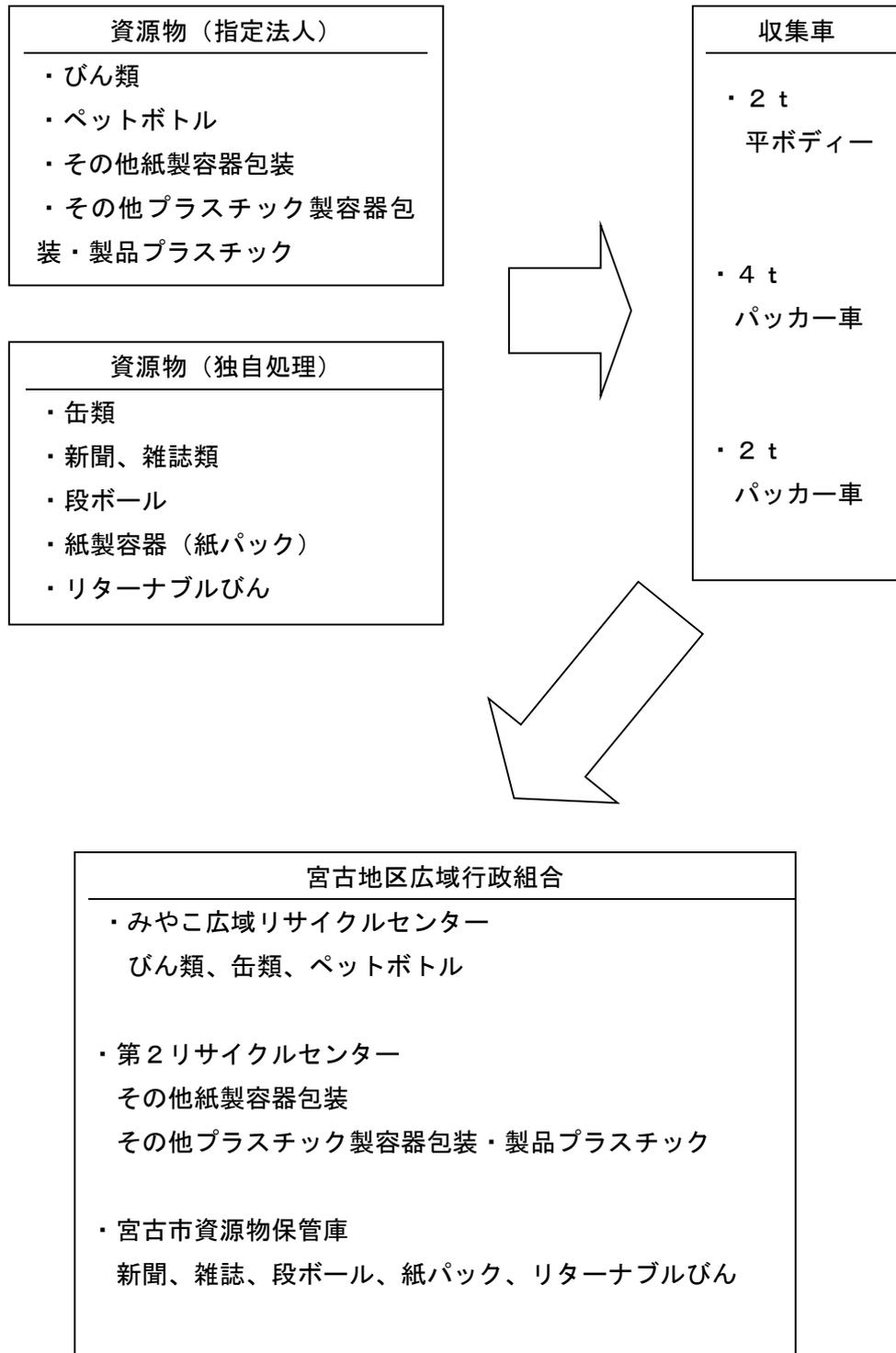
1.2 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

- (1)市民や事業者の意見、要望を反映させ、容器包装廃棄物の分別収集を円滑かつ効率的に進めていくため、市民や事業者、行政からの委員で構成された廃棄物減量等推進審議会を開催し、分別収集に関する重要事項を審議する。また、自主的な地域リサイクルの推進や、適正処理に向けて、きれいなまち推進員2名を配置する。
- (2)自治会等の市民団体による集団回収を促進するため、奨励金の交付等の支援を行う。
- (3)毎年度、分別収集計画記載事項の実績を確認、記録し、3年後の計画改定時には、その記録を基に事後評価（見込みと実績の比較）を行うこととする。

〈特記事項〉

〔1〕 容器包装廃棄物の分別収集フロー

市の容器包装廃棄物等の排出、収集及び処理のフローは次のとおりである。



〔2〕各年度における容器包装廃棄物の収集量の見込みの算定について

5の各年度における容器包装廃棄物の収集量の見込みは、次の考え方により算定した。収集人口は、宮古市人口ビジョンの将来人口目標をもとに各年度の人口を算定。容器包装廃棄物の収集量は、実績に基づく収集予測により算定。

宮古市の容器包装廃棄物の収集量の見込み

(単位：人・t)

	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
計画収集人口	44,185	43,466	42,747	42,028	41,309
容器包装廃棄物収集量	1,032	1,021	1,001	989	967
スチール缶	24	23	22	22	22
アルミ缶	55	55	53	53	51
無色びん	122	120	118	117	113
茶色びん	184	181	178	176	172
その他のびん	54	53	51	51	50
紙製容器包装	91	90	89	88	85
段ボール	186	185	181	177	174
その他紙製容器包装	4	4	4	4	4
ペットボトル	129	129	127	125	123
その他プラスチック製容器包装	174	172	169	167	164
製品プラスチック	9	9	9	9	9

注) 容器包装廃棄物収集量は、市が関与する集団回収量を含む収集量である。

[3] 分別収集に必要な施設計画

容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別区分	収集容器	収集車	中間処理
スチール	スチール類	専用ネット	平ボディー車	みやこ広域リサイクルセンター (選別・圧縮・保管)
アルミ	アルミ類		パッカー車	
無色ガラス	びん類	透明・半透明袋	平ボディー車	
茶色ガラス				
その他ガラス				
ペットボトル	ペットボトル	専用ネット	パッカー車	
紙パック	紙パック	十文字に縛る	平ボディー車	宮古市資源物保管庫
段ボール	段ボール			
その他の紙 新聞類と混合収集	新聞・雑誌 チラシ類			
その他の紙製容器包装	その他の紙製容器包装	指定袋	平ボディー車	第2リサイクルセンター (選別・圧縮・梱包・保管)
その他のプラスチック製容器包装	その他のプラスチック製容器包装	指定袋	パッカー車	
製品プラスチック	製品プラスチック	指定袋		